

大津市歴史的風致維持向上協議会条例

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する協議会として、大津市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員の数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 市職員 2人以内

(2) 法第11条第2項第4号に掲げる者 次に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ定める数

ア 学識経験を有する者 3人

イ 関係団体から選出された者 3人

ウ 関係行政機関から選出された者 1人

(委員)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員（前条第2項第2号ア及びイに掲げる委員に限る。）は、附属機関の委員とみなして、大津市議会議員の議員報酬等及び非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和31年条例第19号）の規定を適用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。